

市民参加制度調査審議会 質問事項整理票

	委員名	質問事項・質問要旨	検討内容
1	佐々木（大）委員	市民の公平な評価を得るという観点から、幅広い世代が審議会に参加することがより良いと思われる。 現在の審議会委員の年齢と性別の構成はどのようになっているか。	※資料2を参照
2	石丸委員	一般市民が審議会委員になっていることをより多くの市民に知ってもらうには広報紙などを活用するのが良いと思うので、昨年、インタビュー形式の記事を掲載して頂いた。その記事のコピーがあると分かりやすいと思う。 また、今後も同様の形での記事を掲載すると良い。 審議会に参加して発言したことが、何らかの形になったというようなことを広報紙に掲載できると良い。	<ul style="list-style-type: none"> 記事は、広報いしかり（平成25年5月号）に掲載されています。 広報への掲載は、機会を捉えて今後も実施する予定です。ただし、委員の協力が必要であることから、時期等は不定期となります。 ※資料3を参照 <ul style="list-style-type: none"> 審議会における会議内容等については、広報方法等を検討します。
3	石丸委員	市民カレッジと連携し、講座のメニューに審議会の傍聴を加えてはどうか。参加した場合には受講のスタンプがもらえるとなると傍聴者も増加し、市民にもアピールができるのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> 市民カレッジの立上げの際に講座メニューとする案がありましたが、実現しませんでした。 講座メニューは、前年の11月頃に決定するため、その時点では翌年度の審議会等の審議内容が決まっていないこと

			<p>から、講座メニューに加えることは困難と承知しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、単に傍聴者を増やすということよりも、多くの市民の方が審議内容に興味を持つことが重要と考えています。 ・しかしながら、市民が興味を抱くような案件等を臨時的に講座メニューとする可能性などについて、今後市民カレッジ運営委員会に相談します。
4	浅野委員	<p>審議会の内容を市のホームページで検索しても探しづらい。トップページに掲載したりすると分かりやすく、傍聴者の増加にもつながるのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今年9月に市ホームページを更新しました。 ・今回の変更は、障がい者の方々に閲覧しやすい仕様とすること、スマートフォンやタブレットに対応した仕様とすることを主な目的としています。 ・ホームページ内の記事は、グーグルの検索エンジンで検索できるようになっていますが、グーグル側の仕様変更により、目的の記事が検索できない状態が続いています。現在、それらの状況を解消するための取り組みをおこなっているところです。 ・また、基本的にトップページには重要度の高い情報を優先して掲載することとしているため、審議会情報等については、トップページの左側に「石狩市の市民参加手続」というカテゴリーを設けており、そこから、パブリックコメントや審議会情報を閲覧できる仕様としています。
5	佐々木会長	<p>手話条例に関する情報を調べるために市のホームページを見たが、パブリックコメントについての記事はあるが、審議会に関する記事を見つけることが出来なかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「手話に関する基本条例の制定に関する検討委員会」は、条例制定までの時限的な委員会であったため、平成25年10月8日を以て廃止となりました。 ・ただし、それまでの審議内容等については、「石狩市の市

			民参加手続」⇒「審議会の一覧」⇒「廃止された審議会等」⇒「石狩市手話に関する基本条例の制定に関する検討委員会」から各回の資料や議事録が閲覧可能です。
6	石丸委員	断水があった次の日に市のホームページを見たところ、断水の原因や復旧状況については記事が掲載されていたが、迷惑をかけた市民に対する「お詫び」が書かれていなかった。そのような対応は行政と市民との温度差があるように感じられる。市役所が市民にもっと愛されるためには、市民にお詫びを伝えることも大切だと思う。	<ul style="list-style-type: none"> ・記事の原稿を確認したところ、原因や復旧状況についての説明は掲載されていましたが、「お詫び」の言葉は記載されておりません。今後は、適切に対応します。
7	松坂委員	<p>審議会の名称やパブリックコメントのテーマが固い名称や表現になっていて市民はついていけない。</p> <p>サブタイトルでもいいので柔らかい表現にすると良いと思う。</p> <p>また、「傍聴」という言葉も裁判所にも行くような印象があるので、市民が軽い気持ちで行けるような表現を良いと思う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法令や条例等に設置が義務付けられているものについては、名称が決まっているため変更はできません。 ・パブリックコメントのテーマについては、現在でもわかりやすい表現とするよう配慮していますが、今後も引き続き市民目線での表現に努めます。 ・「傍聴」に関しては、わかりやすく柔らかい表現についてご提案願います。
8	伊藤委員	審議会の委員を募集する時には託児の案内等をしているかどうか聞きたい。若い女性が審議会の委員に応募したり、傍聴するためには、子供を預けなければならないので、審議会での託児率ということに興味がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・公募委員の募集に際し、有料の託児サービスを紹介することを原則としていますが、これまでに、審議会等において託児サービスの依頼や利用はありませんでした。 ・ただし、イベント等では下記の実績があります。 ※市民図書館実施の「児童書を学ぶ講座」において、2～3組が利用。 ※平成18年実施の「男女共同参画講演会」において、保育士が託児をおこなった。

			※本年 11 月 29 日開催の「男女共同参画ワークショップ(第 3 次男女共同参画推進計画策定)」において、1 組 2 名が利用。
--	--	--	--